

## 宿泊施設等における新型コロナウイルスに関連した肺炎疑い患者が発生した場合の対応について

R2.1.22 暫定版

北海道保健福祉部健康安全局

### 1 新型コロナウイルスに関連した肺炎の疑い例の定義

以下のⅠ、Ⅱを両方とも満たす

Ⅰ 「発熱（37.5度以上）」かつ「呼吸器症状を有している」

Ⅱ 発症から2週間以内に、「新型コロナウイルスの患者（確定例）又はその疑いがある患者と必要な感染予防策なしで2メートル以内での接触歴がある」又は「武漢市への渡航歴がある」又は「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

### 2 感染が疑われる宿泊者（以下、「該当者」という。）を把握した場合の対応

① 該当者に対し次のとおり指示する。

- ・保健所の指示があるまで、宿泊部屋から出ないように依頼する。  
※宿泊施設従業員は該当者の部屋には入室せず、電話で対応する。
- ・保健所への情報提供について、承諾を得る。

② 管轄の保健所へ速やかに連絡を行う。

保健所職員が該当者から電話で聞き取り調査を行い、調査結果をもとに協議後、必要時には保健所から受診方法等を連絡する。

### 3 その他日常の感染症対策

風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえ、咳エチケットや手洗い等、通常の感染症対策を行うこと。

現時点の情報を基に作成しておりますので、引き続き、関係情報にご注意ください。